

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

		資料番号	1-1	担当課	都市整備課
法令名	水道法	根拠条項	6-1	許認可等の内容	水道事業の認可
水道法 (昭和三十三年六月十五日法律第七十七号) (事業の認可及び経営主体) 第六条 水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。 (施設基準) 第五条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。 二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。 三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なろ過池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。 五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。 六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。 4 前三項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。 水道施設の技術的基準を定める省令 (平成十二年二月二十三日号外厚生省令第十五号) による。					